

<提案理由>

2020 年度より広島大学大学院教育学研究科が再編され, 広島大学大学院人間社会科学研究科のプログラムに移行した。そこで, 事務局の所在を, 対外的に理解されやすい, 広島大学教育学部としたい。

《全国社会科教育学会規約》

(201620年1012月81日改正)

第1条 本会は全国社会科教育学会と称する。

第2条 本会の事務局は広島大学大学院教育学研究科部内におく。

第3条 本会は社会科教育に関する科学的研究を行い，社会科教育学および社会科教育実践の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的に賛同し社会科教育の研究および指導に従事する者を以て組織する。

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会・研究集会の開催
2. 共同研究
3. 機関誌の発行
4. 国際的な研究・交流の推進
5. その他必要な事業

2 機関誌に掲載された論文等の著作権は，本会に帰属する。

第6条 本会は次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 理 事 | 相当数 |
| (うち常任理事) | 若干名 |
| 4. 監 査 | 2 名 |
| 5. 顧 問 | 若干名 |

第7条 役員は次のようにして定める。

1. 理事は会員のうちから選出する。
2. 会長および副会長は理事会において選出する。
3. 常任理事は会長が推薦し，理事会において決定する。
4. 監査は総会において選出する。
5. 顧問は理事会の承認を得て，会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事の任務を次の通りに定める。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。
2. 理事は理事会を組織し，本会の運営について審議する。
3. 常任理事は常任理事会を組織し，適宜，本会運営上の重要事項について審議する。
4. 監査は本会の会計を監査する。

5. 顧問は会長の諮問に与る。

第9条 各役員の任期は3ヶ年とする。

第10条 本会には地区別に支部をおくことができる。

第11条 総会は毎年1回以上開かねばならない。

第12条 本会の経費は、会費（一般会員：1人年額5,000円、国際会員：1人年額7,000円）および寄付金その他の収入による。会費を4年度分以上滞納した場合には、会員の資格を失う。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

第15条 この規約は昭和61年4月1日より施行する。

付 則 (平成 5年10月 9日一部改正〈第6条〉)

(平成 7年10月28日一部改正〈第12条〉)

(平成 8年 9月28日一部改正〈第7条〉)

(平成12年10月28日一部改正〈第9条〉)

(平成18年10月28日一部改正〈第2条, 第12条〉)

(平成20年10月25日一部改正〈第12条〉)

(平成21年10月10日一部改正〈第5条〉)

(平成28年10月 8日一部改正〈第3条, 第5条, 第12条〉)

(令和 2年11月30日一部改正〈第2条〉)

この改正規約は、平成令和2-9年-4-1-2月1日より施行する。

審議事項 規約等改正説明資料

(規約等改正2)

『社会科研究』原稿応募規程改正案について

近年の『社会科研究』一号あたりの掲載論文数の減少を受け、編集委員会から、原稿応募規程を改訂することを提案します。

改訂案は、これまで原稿応募規程にあったものの、あまり活用されてこなかった「研究ノート」に替えて、「萌芽論文」という新たな論文種別を設けるものです。

「萌芽論文」は、研究方法としては十分に確立されていないが、これまでの研究にはない新たな研究の視点や方法を提案するもの、教育現場が抱える課題の解決に係って有意味な考察や社会科教育の実践に関するユニークな視点や方法を提案するものなど、意欲的な研究や今後の発展が期待される研究を掲載する論文種別を想定しております。

「研究論文」以外の論文カテゴリーを設けることで、双方の種別に投稿することが可能となり、より多くの論文の掲載につなげていきたいと考えております。なお、編集委員会では、これらの論文種別に係る検討を引き続き行い、会員の皆さまにお示していく予定です。

以上のような趣旨に基づく『社会科研究』原稿応募規程の改訂について、審議願います。

『社会科研究』原稿応募規程

＜編集規定＞

1. 本誌は、全国社会科教育学会の機関誌であり、年2回発行する。
2. 本誌は、本学会員の研究論文、萌芽論文、書評、その他会員の研究活動に関連する記事を原稿の種別として掲載する。研究論文は社会科教育の理論や実践に関する独創性のある学術的意義の高い研究、萌芽論文は社会科教育の理論や実践に関する意欲的な研究、今後の研究の発展に期待の持てる萌芽的な研究とする。書評は原則として会員による社会科教育に関する単著を最優先に取り上げて編集委員会から執筆依頼をする。その他会員の研究活動に関連する記事は編集委員会から執筆依頼をする。
3. 本誌に研究論文・萌芽論文を投稿しようとする会員は、所定の投稿要領に従い編集委員会宛に原稿等を送付するものとする。
4. 研究論文・萌芽論文の掲載採否は、複数の審査員による精密な審査を経て、編集委員会で審議し決定する。ただし、審査の公平を期するため、研究論文・萌芽論文の審査は、無記名原稿をもとに行う。
5. 編集委員会は、掲載予定の原稿について、執筆者との協議を通じて、原稿の種別と内容の変更を求めることができる。
6. 編集委員会に提出された原稿、その他の電子媒体等は、原則として返却しない。
7. 執筆者による校正は初校までとする。その際、修正は原則として認められない。

＜投稿要領＞

1. 原稿応募者・執筆者は、本学会員に限る。
2. 原稿は、社会科教育に関するもので、未発表のものに限る。（ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。）
3. 原稿の体裁は、A4判、横書き、横22字×縦42行×2段（1頁1,848字）に準ずること。
4. 原稿の枚数は、編集委員会において特に枚数を指定するもの以外、研究論文・萌芽論文は12頁以内とする（ただし、図表等を含む）。
5. 最初の頁には、表題、英文摘要（200～300ワード）、英文キーワード（5つ以内）、邦文摘要、ならびに邦文キーワード（5つ以内）を記載する。表題には上から10行分を当て、英文摘要は11行目から書き始めること。11行目以降の体裁は、横47字×縦32行×1段に準じること。この頁の11行目以降に限り、文字のポイント（最小は10ポイント）と改行幅の調整を可とするので、英文摘要、英文キーワード、邦文摘要ならびに邦文キーワードを1頁末までに納めること。本文は2頁目の冒頭から書き始めること。
6. 学習指導案もしくは図表等に使用する文字については、8ポイントのサイズを最小限とする。また、図表等で特に費用を要する場合には、執筆者の負担とする。
7. 原稿は、編集委員会に送付すること。なお、原稿は随時受け付けるが、発行期日との関係で、4月1日および9月1日を原稿締切日とする。
8. 原稿は、編集委員会に1部を提出すること。なお、編集委員会による審査および修正を経て完成原稿を提出する際には、完成原稿の電子データも提出すること。
9. 原稿には、英文タイトルを付記すること。
10. 原稿には氏名、所属等を記入しないこと。また、論文中に「拙稿」「拙著」など投稿者名が判明するような記述を行わないこと。また、最終行には所属を記すので1行分を余白とすること。
11. 原稿には別紙（1枚）を添付すること。別紙には、原稿の種別（研究論文か萌芽論文のいずれか）、論文タイトル、氏名（ふりがな）、生年月日（記載していない場合には、研究奨励賞の審査対象外とする）、所属（職名その他を含む）、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス）を付記し、下記宛にて送付すること。
12. 過去3年間に掲載された論文および投稿中の論文のリストとともに、二重投稿ではない旨の誓約書を提出すること。誓約書およびリストの様式については、投稿後の編集委員会からの受付連絡の指示を待つこと。

〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号
広島大学教育学部 社会認識教育学研究室気付
全国社会科教育学会編集委員会
TEL 082-424-4670
FAX 082-424-5083

（付記）

本規程は、2020年12月1日から適用する。

審議事項 規約等改正説明資料

(規約等改正3)

学会誌掲載論文等の転載(複製・翻訳・公衆送信等)に関する規程について

本学会では、学会誌掲載論文等に係る著作権規程は整備しておりましたが、それら著作物の転載に係る規程を整備しておりませんでしたので、改めて今回ご提案するものです。近年のウェブサイトなどを用いた WWW による公衆送信についての規程も第2条に含めております。

学会誌掲載論文等の転載（複製・翻訳・公衆送信等）に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、全国社会科教育学会の学会規約第5条2項に係わる、本学会の学会誌掲載論文等の転載（複製・翻訳・公衆送信等）に関し、必要な事項を定めるものである。

（学会誌掲載論文等の転載に関する運用上の措置）

第2条 学会誌掲載論文等の著作権は本学会に帰属するが、著者自身による論文等の転載（複製・翻訳・公衆送信等）について、本学会はこれを妨げない。但し、この場合、著者は本学会編集委員会の許諾を得ることとし、複製物あるいは著作物中に初出の出典（論文・学会誌名、号・頁数、出版年）を明記することとする。また、WWWによる公衆送信については、当該の学会誌刊行後1年間は原則として許諾しない。

2. 本学会は、学会誌掲載論文等の転載（複製・翻訳・公衆送信等）を行うことができる。ただし、この場合、関係する著者にその旨の許諾を得ることとする。
3. 第三者からの学会誌掲載論文等の転載（複製・翻訳・公衆送信等）の許諾要請があった場合には、本学会編集委員会において審議し、適当と認めたものについて要請に応じることができる。但し、この場合、関係する著者にその旨の許諾を得ることとする。
4. 前項の措置により、第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会の当該年度の一般会計に繰り入れる。

（規程の改廃）

第3条 本規程の改廃は、理事会及び総会の議決による。

附則

1. 本規程は、2020年12月1日より施行する。